

協会けんぽしかが

2023年
6月

職場の皆さままで
ご回覧ください。

今月の
トピック

従業員の健康が会社の未来につながる 「健康アクション宣言」から始める「健康経営®」

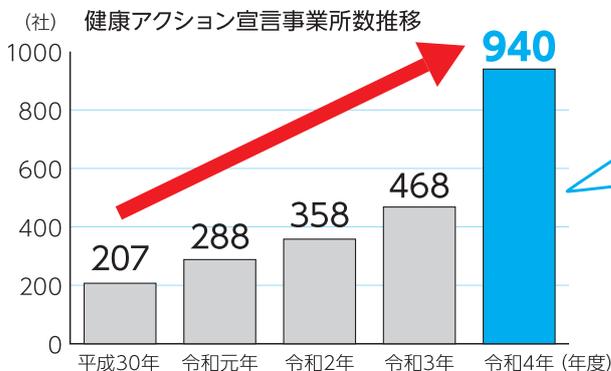
健康経営とは、従業員の健康を経営上の財産と捉え、積極的に従業員の健康づくりをサポートすることで企業の成長を目指す経営スタイルのことです。

労働者や求職者から、今求められているのは、「健康や働き方に配慮している会社」です。従業員の方を大切に、さらに新しい人材を獲得するために、事業所で健康づくりを始めましょう！協会けんぽ滋賀支部では、健康づくりに取り組みやすいよう、「健康アクション宣言」を通して様々なサポートを行っています。

健康経営®はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。



詳しくはこちらの
二次元コードから
ご覧ください。



従業員の
健康づくりに取り組む
宣言事業所が
増えています。

エントリーシートを
記入してFAXするだけ！
(登録無料)

エントリーシート
もダウンロード
いただけます。



健康アクション宣言 滋賀 検索

さらなるステップアップへ 健康経営優良法人を目指しましょう！

健康経営優良法人認定制度とは？

健康経営に取り組む企業の「見える化」を進めるため、経済産業省が制度設計を行い、日本健康会議が認定する制度です。認定を受ければ社会的に評価を受けることができます。協会けんぽ滋賀支部の「健康アクション宣言」は「健康経営優良法人」の評価項目に沿った内容で、認定には「健康アクション宣言」のエントリーが必須となっております。まずは「健康アクション宣言」にエントリーして、「健康経営優良法人」認定を目指してみませんか？



健康経営優良法人
Health and productivity



健康経営優良法人
Health and productivity

メリット

生産性の向上

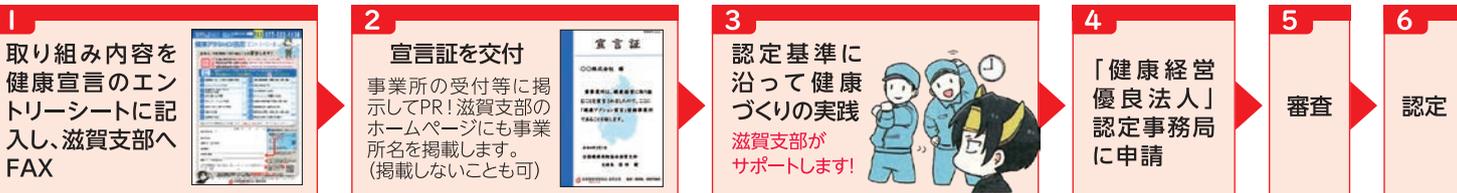
組織の活性化

労災事故発生の予防

従業員のモチベーションの向上

事業所イメージアップ

取り組みのながれ 健康アクション宣言から健康経営優良法人認定まで



協会けんぽ滋賀支部では「健康アクション宣言」事業所様への様々なサポートメニューをご用意しています！

健康経営優良法人認定制度の認定要件や手続き方法、健康増進の取り組みなどをご案内する「健康経営セミナー」を開催しています。

過去の健康経営セミナーを
配信しています。
滋賀支部YouTubeチャンネル



健康づくりに積極的に取り組んでおられる事業所様の取組事例をまとめた冊子をご提供しています。

健康経営事例集
ダウンロード版は
こちらから



事業所内での健康づくりに役立つ健康教室や、健康測定機器の貸出を無料で実施しています。

健康教室



健康測定
機器貸出



上記以外にも、健康経営や健康づくりに役立つサポートを行っています。お気軽にお問合せください。

被保険者
ご本人は
無料

大切な従業員の皆様の健康を守るために 特定保健指導をご利用ください

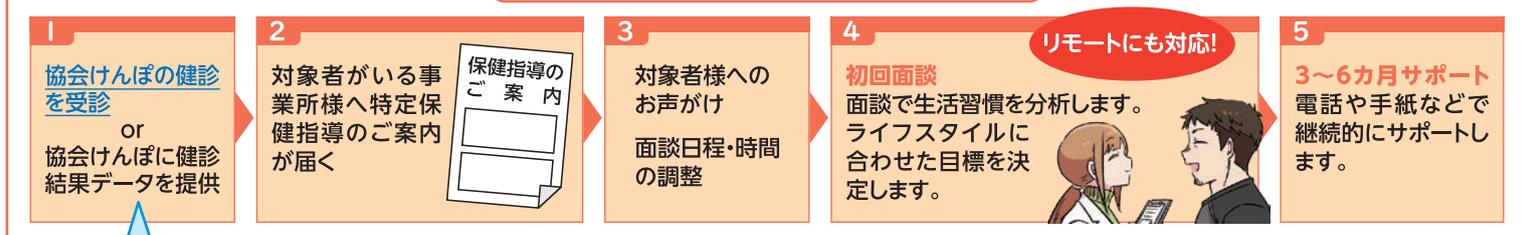


特定保健指導とは、健診の結果、生活習慣病のリスクが高いと判定された方を対象に、健康づくりの専門家である保健師または管理栄養士が行う健康サポートのことです。

健診は受けた後が大切です!

従業員の皆様が元気に働くためには、健康であることが大切であり、皆様の健康は快適な職場づくりや生産性向上に欠かせない要素でもあります。しかしながら、特定保健指導に該当された方が、生活習慣を改善しないまま放置していると、命に関わる重大な病気になるおそれがあります。事業主および健診のご担当者の皆様には、保健指導の実施のために、対象となられた方へのお声がけや日程調整等のご協力をお願いします。(下記③・④)

特定保健指導 ご利用のながれ



協会けんぽの健診は、検査項目も充実!

令和5年4月より生活習慣病予防健診の自己負担を軽減しました

詳しくはこちら



一般健診
対象：35~74歳の被保険者（ご本人）

軽減前

最高7,169円

軽減後

最高5,282円



特定保健指導業務の外務委託について

加入者さまの健康づくりの支援拡大を目指し、特定保健指導業務の一部を「株式会社ベネフィット・ワン」に委託しております。「株式会社ベネフィット・ワン」の担当者から、**文書またはお電話等**でご連絡させていただくことがございますので、ご理解・ご協力の程よろしくお願いたします。

個人情報の取扱い

業務委託にあたり、委託事業者に対して情報を提供しますが、「委託業務の遂行上必要な範囲に限り使用し、ほかの目的には一切使用しない」旨の契約を交わしています。

健康保険が
使える？
使えない？

接骨院・整骨院(柔道整復師)のかかり方

接骨院・整骨院(柔道整復師)にかかった場合、「協会けんぽ」から療養費としてその一部が支払われます。しかし、柔道整復師による治療には、健康保険が使える場合と使えない場合があります。

健康保険が**使える**場合

急性などの外傷性の打撲・捻挫・挫傷(肉離れなど)
および骨折・脱臼



※骨折・脱臼については医師の同意が必要ですが(応急処置を除く)

健康保険が**使えない**場合

- ❌ 単なる肩こり、筋肉疲労
- ❌ 慰安目的のあん摩・マッサージ代わりの利用
- ❌ 病気(神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど)からくる痛み・こり
- ❌ 脳疾患後遺症などの慢性病
- ❌ 過去の交通事故等による後遺症
- ❌ 症状の改善のみられない長期の治療
- ❌ 医師の同意のない骨折や脱臼の治療(応急処置を除く)
- ❌ 仕事や通勤途上におきた負傷

ご注意ください

上記「健康保険が使えない」場合に、「健康保険が使える」と柔道整復師から説明を受けて接骨院・整骨院を受診されても、その治療費の全額または一部を自己負担していただく場合があります。その場合、後日接骨院から請求されるか、もしくは「協会けんぽ」から請求いたします。

協会けんぽ しが 2023年6月号

〈発行〉 全国健康保険協会 滋賀支部

協会けんぽ

〒520-8513 大津市梅林1-3-10 滋賀ビル3階

TEL: 077-522-1099 (代表)

FAX: 077-522-1138

※おかけ間違いにご注意ください。



お問い合わせ
はこちら

健康教室「プレ講座」を7月上旬に開催します! **無料**

5月号でご案内した「健康教室」の開催までの流れや講座内容のご案内、お試し講座を体験していただける「プレ講座」をZoomアプリによるオンラインセミナーで開催します。

プレ講座は**事前申し込み不要、入退室も自由**です。
お気軽にご参加ください。



詳しくはこちら

